

令和2年5月1日

学生各位

生命体工学研究科長

研究活動等のために入構が必要な学生の手続きについて

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）に係る緊急事態宣言に基づき、5月7日（木）から6月29日（月）[第1クォーター]の期間も、引き続き学生の皆さんは、学内への入構禁止措置がとられることになりました。

しかしながら、研究活動等のために、やむを得ず入構の必要がある場合は、申請に基づき、入構が許可されることがありますので、下記のとおりお知らせします。

記

1. 入構を希望する学生は、事前に指導教員へ申請してください。
2. 申請を受けた指導教員は、研究科長へメールにて入構許可の申請を行ってください。
3. 入構が許可された学生は、指導教員の指示に必ず従ってください。
4. その他
  - ・日ごろから体調に気をつける
  - ・毎日検温を行う
  - ・発熱、咳、全身倦怠感等の風邪症状がみられるときは入構せず自宅療養する
  - ・入構する場合は、必ずマスクを着用する
  - ・入構する場合は、通学途中も含め、「3密」に気をつけて行動するなど。